

帰省禁止措置に伴う国内移動制限（陸路及び国内線搭乗に際しての必要書類の変更）

- 現在、インドネシア政府により帰省禁止措置に伴う国内移動制限がとられていますが、5月25日、インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォースにより新たな回章が発出され、国内移動(陸路含む)の際に必要な書類に変更がありました。
- これを受けた、ガルーダ・インドネシア航空の発表によれば、スカルノ・ハッタ国際空港への同社の国内線を利用する外国人は、搭乗の際に、PCR検査結果陰性であることが記載された英文またはインドネシア語の証明書が必要とされています。本発表の詳細は、以下のガルーダ・インドネシア航空のウェブサイトを参照してください。また、利用条件等詳細についても直接同社にお問い合わせください。

1. 現在、インドネシア政府により帰省禁止措置に伴う国内移動制限がとられていますが、5月25日、インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォースにより新たな回章が発出され、国内移動の際に必要な書類に変更がありました。なお、この規定は空路のみならずその他の公共交通機関・私用車を利用した自治体を越える陸路移動においても適用されます。

2. 必要な書類については5月7日付け当館お知らせ（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100052743.pdf>）の3.でご案内しておりますが、同メールの3（2）に変更が生じています。

この新しい回章では、移動(搭乗日)前7日以内に実施されたPCR検査の陰性証明書、あるいは移動(搭乗日)前3日以内に実施された迅速抗体検査（rapid test）の陰性証明書を必要とすると変更になりました。

これは、これまで必要とされていた書類のうち、病院/公立の保健施設が発行する新型コロナウイルス非感染証明書（移動(搭乗日)前7日以内に迅速抗体検査（rapid test）/PCR検査が実施され陰性結果であること）、または、保健局/病院/保健所/健康クリニックが発行する健康証明書の代わりに新たに必要とされたものです。

なお、PCR検査/迅速抗体検査を実施する施設がない都市から出発する場合は、同地の病院/保健所の医師が発行するインフルエンザに似た症状がないことを示す証明書でよいとされています。

3. これを受け、空路での国内移動について、5月27日、ガルーダ・インドネシア航空は、搭乗の際に必要な書類を発表しました。同社の発表によれば、スカルノ・ハッタ国際空港への国内線を利用する外国人について、搭乗の際に、PCR検査結果陰性であることが記載された英文あるいはインドネシア語の証明書が必要とされています（上記2.の回章の内容と若干異なっていますので、ご注意ください。）。

本発表の詳細は、以下のガルーダ・インドネシア航空のウェブサイトを参照してください。また、利用条件等詳細についても直接同社にお問い合わせください。なお、その他の航空会社国内線を利用する場合は、必要書類について各社に直接照会ください。

（インドネシア語）<https://www.garuda-indonesia.com/id/id/news-and-events/kebijakan-operasional-terkait-covid19>

（日本語）https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202005_07

ガルーダ・インドネシア航空コールセンター：021-23519999, 08041807807

当館管轄内のガルーダ・インドネシア航空支店

スラバヤ Graha Bumi 支店 031-5344 999

スラバヤ Tunjungan 支店 031-5456 227 whatsapp 082141970007

スラバヤ pakuwon mall 支店 whatsapp 0811323441

マラン支店 0341-419494

バリクパパン支店 0542-422300
サマリンダ支店 0541-747200 whatsapp 082157588882
バンジャルマシン支店 0511-3366747
タラカン支店 0551-32222

4. 今般の必要書類変更の根拠となっている新型コロナウイルス即応タスクフォースの回章の有効期間は、6月7日までとされていますが、今後の推移に伴い、本件の運用が急に変更される場合があります。当館としても情報収集に努めますが、邦人皆様におかれても最新の情報の入手に努めてください。

このメールは、当館管轄区域にお住まいの皆様及び「たびレジ」に登録されている方に配信されております。

【問合せ先】

在スラバヤ日本国総領事館（管轄区域：東ジャワ州，東カリマンタン州，南カリマンタン州，北カリマンタン州）

住所：Jl. Sumatera 93, Surabaya, INDONESIA

電話：（市外局番 031）5030008（夜間休日緊急連絡先：（国番号 62）-21-27899750 ※
2020年3月31日から夜間休日緊急連絡先が上記番号に変更となりました。

国外からは（国番号 62）-31-5030008

FAX：（市外局番 031）5030037

国外からは（国番号 62）-31-5030037

ホームページ：<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/>

○「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

以上